

「満洲国」期ハルビン朝鮮人の「対日協力」

田 中 隆 一

1. はじめに
2. 満洲事変期のハルビン朝鮮人民会の活動
3. 「満洲国」治外法権撤廃とハルビン朝鮮人社会
4. 「満洲国」協和会朝鮮人分会の「対日協力」
 - 4-1. ハルビン朝鮮人分会の全国連合協議会への提出議案
 - 4-2. ハルビン朝鮮人分会（金剛分会）の「動員と協力」
 - ・ 1939 年度の活動状況
 - ・ 1940 年度の活動状況
 - ・ 1941 年度の活動状況
 - ・ 1942 年度の活動状況
5. おわりに

1. はじめに

本稿の目的は「満洲国」時期、ハルビン在住朝鮮人の「対日協力」の諸相を実態解明することにある。

これまで、韓国の歴史学界における満洲（中国東北地方）研究は、間島を中心とする朝鮮人の満洲農業移民史研究、および国外自立社会建設と抗日武装闘争を中心とする民族運動史研究を主たる研究課題としてきた。こうした研究動向の背景には大韓民国の建国経緯や、サンフランシスコ講和会議と日韓国交樹立、分断状況下における南北の正統性競争、そして民主化運動と統一問題など解放後の韓国をめぐる国内外情勢が深く影響している¹⁾。

しかしながら、近年、「中国東北工程」や日本の「歪曲教科書」問題など、グローバル化時代において自国中心的歴史解釈が拡散するなかで²⁾、また現在、政治課題となっている「過去事清算」、特に「親日派真相糾明」作業において、植民地下、朝鮮人の日常生活の多様な諸側面をいかに把握すべきか、という日常史の視点からの問題提起がなされるなかで、既存の「支配と抵抗」、「親日と反日」といった二分法的な認識枠組に基づく、過度に民族主義的な歴史解釈に再考を促す気運が見られるようになった³⁾。

こうした新たな韓国の歴史研究の流れのなかで最近、満洲研究においても、注目すべき成果が公刊された。金兌一・尹輝燦・李東振・任城模『東アジアの民族離散と都市 20世紀前半満洲の朝鮮人』（歴史批評社、2004年、ソウル）がそれである。本書は「満洲国」時期の奉天（瀋陽）、新京（長春）、ハルビンに焦点を合わせ、既存の研究とは異なる、全く新しい在満朝鮮人社会史像を提示しようと試みたすぐれて問題提起的な共同研究の成果である。特に「第4章ハルビンの朝鮮人社会」（任城模執筆）は「国際都市」ハルビンの形成過程と朝鮮人社会の実態を検討し、本稿の課題設定に直接関係している。任城模は、まずハルビン在住朝鮮人のほぼ70%は中国人地区の傅家甸、日本人地区の埠頭区、ロシア人貧民街に居住し、朝鮮人独自の集居区域は形成されていなかったこと、特に埠頭区の遊興街に多くの朝鮮人女性が居住していたことを指摘する。また彼らの多くは1935年の中東鉄道接收を前後する時期にハルビンに来た者であり、社会的流動性と無業者比率が極めて高く、アヘン密売業者が多かったことを明らかにしている。またハルビンは中国共産党満洲省委員会が設置された「反満抗日」運動の核心拠点であったが、それに対して反共運動を展開し、「思想戦」を担った「満洲国」協和会朝鮮人分会（金剛分会）の活動を検討する。

このように日常史・社会史の視点から「満洲国」時期、都市居住朝鮮人の複雑で多様な存在形態とそのアイデンティティーの再照明を試みた本書に学ぶべき点は多い。しかしながら、任城模が自戒するように、本書の最大の問題点は蒐集史料の不足と具体的な史実発掘の不十分さにある。『満鮮日報』など、限られた新聞史料や統計に依拠した本書の叙述は、今後、実証的に補完され、多角的に再検討し直される必要がある³⁾。

そこで本稿の具体的な課題は、第一に1930年代のハルビン在住朝鮮人に焦点を当て、彼らの日常生活相と、満洲事変期のハルビン朝鮮人人民会および系列団体の活動を検討する。第二に「満洲国」治外法権撤廃（1937年）にさいしてのハルビン朝鮮人人民会、「満洲国」協和会朝鮮人分会（金剛分会）の活動実態を解明する。第三に日中全面戦争期、戦時体制下のハルビン在住朝鮮人の「対日協力」活動を検討する。以上の課題の検討を通して「満洲国」下ハルビン都市社会における在満朝鮮人の日常生活レベルでの「動員と統合」の諸相を解する⁴⁾。

2. 満洲事変期のハルビン朝鮮人民会の活動

ハルビンに朝鮮人が移住しはじめたのは1890年前後といわれる。当初、ハルビン市内で朝鮮人が居住していたのは商業地区である埠頭区に多かったが、生活費軽減のためにナハロフカや傳家甸などに移住する者がしだいに増加するようになったという。

朝鮮人のハルビン移住動機は、ロシア革命後にハルビンにきた者が最も多く、すでにロシアに帰化していた者も多かった。ついで満洲事変後の混乱を避けて来た者、そして朝鮮各地、満洲他地域より移住して来た者であり、咸鏡道・平安道出身者が多かった。(表1)にみるように、1930年代のハルビン在住朝鮮人の人口はほぼ6,000人前後とされるが、日常ロシア語のみ、中国語のみを使用する者も多く、正確な人口数を特定することは困難である。しかも「満洲国」期においても、ハルビン在住朝鮮人の大半は農民であり、農繁期には帰農し、閑散期になると都会地に集中して労役に従事する者が多く、季節ごとのハルビン在住朝鮮人の流動性は極めて高かったと思われる(表2)。そして「哈爾濱在留朝鮮人の約九割が禁制品(アヘン、モルヒネ、コカイン等……田中)取扱を為すと同時に、傍ら阿片を吸飲しモルヒネ注射を行ひ、病ひ既に膏盲に入りて其隠患も少らざるにあり」⁶⁾とはやくから指摘されていたように、朝鮮人のなかには「不正業種」を営む者も多く、ハルビン都市社会の下層部分を形成しており、それは「満洲国」期においても変化がみられなかった。

ハルビンにおける朝鮮人「親日団体」の形成は、第一次大戦期のハルビン朝鮮人共済会を嚆矢とし、1918年にはハルビン朝鮮人民会が結成された。ハルビン朝鮮人民会は21年に設立された英実学校をはじめ、ハルビン普通学校、同願郷屯分校などの学校経営にあたったほか、貧民移送・救済、行旅病死者埋葬、貧困患者の施療斡旋、囑託医施療などの社会事業を営み、自らの生活圏の擁護に努めた。

ハルビンは元来、旧ソ連の影響のもと、社会主義運動が強く、また満洲事変時には「反満抗日」運動の拠点となっていたため、1933年には「鮮系思想匪、不穩思想団体撲滅」を目的に、

表1 「満洲国」期ハルビンの戸数・人口と朝鮮人比率

| | 朝鮮人戸数 | 総戸数 | 朝鮮人人口 | 総人口 | 比率% | 備考 |
|------|-------|---------|-------|---------|-----|--------|
| 1933 | 1,250 | 87,458 | 5,207 | 413,386 | 1.2 | |
| 1934 | 1,215 | 97,751 | 5,629 | 500,526 | 1.1 | |
| 1935 | 1,408 | 96,752 | 6,066 | 462,060 | 1.3 | 北滿鉄道接收 |
| 1936 | 1,507 | 98,223 | 6,679 | 464,812 | 1.4 | |
| 1937 | 1,078 | 99,295 | 4,355 | 457,980 | 0.9 | 治外法権撤廃 |
| 1938 | 1,165 | 99,864 | 5,056 | 460,206 | 1.0 | |
| 1939 | 1,187 | 113,214 | 6,330 | 517,127 | 1.2 | |
| 1940 | 1,685 | 128,768 | 8,962 | 645,531 | 1.3 | |

(出典) 『哈爾濱市勢年鑑』(各年度版)による。(統計はいずれも12月末現在)

表2 「満洲国」期ハルビン市朝鮮人人口累月比較数

| | 1935 | 1936 | 1937 | 1938 | 1939 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1月 | 7,386 | 6,241 | 6,582 | 4,296 | 5,068 |
| 2月 | 5,387 | 6,282 | 6,487 | 4,254 | 5,048 |
| 3月 | 5,217 | 6,349 | 6,450 | 4,202 | 4,853 |
| 4月 | 5,018 | 6,316 | 6,519 | 4,654 | 4,885 |
| 5月 | 4,686 | 6,273 | 6,612 | 5,259 | 4,908 |
| 6月 | 4,839 | 6,240 | 6,627 | 5,130 | 4,963 |
| 7月 | 5,408 | 6,166 | 6,633 | 5,129 | 5,893 |
| 8月 | 5,446 | 6,409 | 6,633 | 5,190 | 6,281 |
| 9月 | 5,767 | 6,509 | 6,451 | 5,228 | 6,259 |
| 10月 | 5,859 | 6,502 | 6,428 | 5,128 | 6,240 |
| 11月 | 6,019 | 4,470 | 4,471 | 5,152 | 6,359 |
| 12月 | 6,066 | 6,679 | 4,355 | 5,056 | 6,330 |

(出典) 『哈爾濱市勢年鑑』(各年度版)による。

関東軍を後ろ盾としてハルビン協助会が組織された。ハルビン協助会は4,200名もの会員を擁したとされるが、その規模の実態は不明である。ハルビン協助会は「朝鮮人ノ思想善導・地位向上ヲ目的トシ、民族差別ヲ抛棄シ、共存共栄ヲ図リ、五族協和ノ実ヲ挙げ、亜細亜主義ノ実現ヲ期ス」⁷⁾ という綱領を掲げて、「反満抗日」運動に対する各種分裂工作を行なった。

具体的には「本会々員ニシテ元南京、北支方面ニ於ケル民族運動ノ猛者タリシ李(某)ハ帰順以前、曾テ南京中国軍官学校洛陽分校ノ生徒募集ニ従事セルコトアリ。同人ハ曾テ右応募生徒ニシテ、当局ノ手ニ依リ檢舉監禁中ナリシモノ十数名ニ対スル釈放運動ニ尽力中ナリシガ、本年初メ間島関係官憲ヨリ帰順転向ヲ認メラレテ釈放サレ、更メテ本会会員トシテ入会シタルコト」、「更ニ本会幹事趙(某)ハ匪族二十二個部隊全員四百四十名ノ帰順工作ノ為、匪首ト会談ノ結果帰順意思ヲ表明セムル」⁸⁾ などとあるように、かつての民族運動者の領袖を懐柔して、「帰順転向」工作を行なうことを中心任務としていた。

しかし同時に、1935年、ハルビン協助会は「都市及農村ノ少青年指導、農村ノ啓蒙及浄化運動、民族協和ノ具体方法ヲ研究増進」することを目的にハルビン協助青年会を組織したほか、「在朝鮮人ノ約九割ガ禁制品ヲ取扱フ不正業者ナルヲ以テ、民族保健上将又社会浄化上捨置キ難」きたため、「不正業者肅正工作」を行い、職業転向同盟を結成して顧家屯・通化・大房身農場の経営、大土成廠砂金鉞採掘、五常・穆稜森林伐採・製材業などの事業を営むなど、「正業転向事業」を実施した⁹⁾。しかし全体として、ハルビン協助会は「軍部ノ補助アルヲ奇貨トシ利権方面ニ相当暗躍スル傾向アリ兎角ノ批難ヲ免レサリシ」¹⁰⁾ 状態にあったとされている。

1937年、「満洲国」治外法権撤廃を前に、「満洲国」政府側では麻薬法を施行する一方で、日本人・朝鮮人の「不正業者一万人檢舉計画」を樹立し、麻薬の専売を実施することを決定した¹¹⁾。それに先立ち、同年7月、関東軍司令部では「在満不正業者肅正工作要綱」を策定している。そこでは「関東軍主催ノ下ニ憲兵隊、大使館、関東局、満洲国、朝鮮総督府等其ノ他ノ日満関係各機関会合シ、一致協力ノ下ニ在満不正業者ノ徹底的肅正工作ヲ行ヒ、警察行政権移譲迄ニ之ガ絶滅ヲ期スル……日満各関係機関、殊ニ協和会、民会等ハ本趣旨ヲ体シテ講演会伝単配付、其ノ他各種ノ手段ヲ以テ一大肅正運動ヲ起スト共ニ、全国的拒毒運動ニ依リ国民ノ自

覚ヲ喚起スルモノトス」¹²⁾と述べて、協和会・民会と協力しつつ「不正業者肅正」に務めることとしている。

右の関東軍司令部「在満不正業者肅正工作要綱」を受けて、ハルビン市においても「阿片、麻薬類関係ノ不正業者ヲ主トスルモ、此外銃砲火薬類関係貨物ノ密輸、詐欺、恐喝、公費、租税、家賃等ノ不払常習者等凡有不正業者及反社会性所有者ヲ対象トス」る「哈爾濱特別市地方肅正委員会工作要領」を策定した。それを抄録すれば次のようである。

各種不正業者ニ対シテハ軍関係ヲ除ク外、関係各機関ハ内面的準備期間内ニ於テ宣撫工作ノ上之ヲ正業ニ転向セシメ、或ハ授産労役又ハ適当ナル地域へ農民トシテ入植セシムル等ノ方法ニ拠リ救済方策ヲ講ズルモノナルモ、改悛ノ見込ナキ者、救済ヲ必要トセザル者ハ九月ヲ期シテ一斉ニ之ヲ検挙司法処分ニ附シ、或ハ内鮮人ニシテ満洲国内治安上並ニ処刑ヲ以テ尚匡正シ難キ者ニ対シテハ法定ノ手續ニ依リ断乎在留禁止処分ヲ以テ臨ムモノトス。検挙ニ当リテハ関係各機関ハ夫々連絡協調シ十分ナル事前ノ工作ヲナシ、時機ヲ失セズ徹底的検挙ニ依リ将来ニ禍根ヲ胎ササル様努ムルモノトス

そして日本人・朝鮮人に関しては領事館、日本居留民会、朝鮮人民会、協和会が、宣伝・正業転向工作には協和会、日本人・朝鮮人民会が事務を担当した。結局、日本人・朝鮮人の「不正業者一万人検挙計画」は十分に効果をあげることはなかったが、ハルビンでは朝鮮人密売業者3,000人が検挙された。検挙された彼らが正業へと転業しえたわけではなく、後に「満洲国」協和会ハルビン朝鮮人分会が「不正業者肅正工作後一部分ノ業者ハ農業及其他ニ転業セシモ、資金ナキ者及老弱ニシテ自立生活不能ナル者ハ目下非常ナル生活難ニ陥リ、其ノ向フ所ヲ知ラサル状態ナリ」¹³⁾と指摘しているように、その後も朝鮮人密売業者はハルビン下層社会に存在し続けていた¹⁴⁾。

このように関東軍や日本の領事館の後ろ盾のもとに、ハルビン朝鮮人民会やハルビン協和会が組織された。かつての民族運動領袖を中心とするハルビン協和会が「反満抗日」運動に対する民族分裂政策を担ったことは紛れもない事実である。その一方で、ハルビン都市下層社会の一角を形成していた朝鮮人社会において、朝鮮人民会では学校教育や各種社会事業を営み、また職業転向同盟では関東軍とともに、アヘン撲滅運動と正業転向事業を行なうなど、自らの生活圏の擁護に努めていた。

3. 「満洲国」治外法権撤廃とハルビン朝鮮人社会

満洲事変後、満洲青年連盟の山口重次や小沢開策ら日本人有志を中心として「満洲国」における「民族協和」運動を起こすため、奉天に協和会設立準備委員会が設立された。同委員会はハルビンにも特別工作本部を設置し、「建国精神作興ノ宣伝ポスターヲ唯一ノ武器トシテ決死

的敵前工作ヲ開始」¹⁵⁾した。1935年1月には、ハルビンにおいても正式に「満洲国」協和会が設立され、発会式には朝鮮人民会からも代表が参加している。

1937年、「満洲国」治外法権撤廃措置にともない、在満朝鮮人の「各種ノ現存民衆団体ハ其性質ニ応ジ、満洲帝国協和会ニ統合」されることが決定され、ハルビンの朝鮮人民会や協和会も「満洲国」協和会に統合されることとなった¹⁶⁾。統合にさいして、ハルビン協和会では「本会員ハ満洲事変ヲ契機トシ、従来ノ非合法的運動ヲ合法的ニ転向シ、本会ヲ結成シ、日満国是ニ従ヒ、北満各地ニ於ケル朝鮮人社会ノ不統一ナル思想ヲ一定ノコースニ集注シ、青年会ハ各自ノ修養ヲ怠ラズ、職業転向同盟ハ種々ノ障害ニ遭遇シ、最初ノ目的ヲ貫徹シ得ザリシ」¹⁷⁾と声明し、これまでの「反満抗日」運動に対する分裂工作と「不正業者肅正」工作が全般的に不振であったことを述べている。

ここで注目しなければならないのは、この統合にさいして「満洲国」協和会ハルビン朝鮮人分会（金剛分会）が結成され、朝鮮人のみの民族別分会として発足したことである。このような協和会の朝鮮人分会はハルビンのみならず、各地に設置されたが、「五族協和」を国是とする「満洲国」にあっては協和会組織も地域別分会、職業別分会が原則であり、このような民族別分会の存在は、あくまでも次善の策として、当局の警戒するところであった。少し長文であるが、史料には次のようにある。

関東軍及満洲国側ヨリ斯種団体ノ結成ハ動モスレバ一民族カ他民族ヨリ遊離シ若クハ民族的偏見ヲ以テ依拠シ易ク、延テハ日満一体民族協和ノ精神ニ背馳スル惧ナキヲ保シ難キヲ以テ速ニ禁止又ハ解散ヲ命スル様指導方申出アリ。(中略)其ノ後満側治安部ニ於テ各種団体急速解散方訓令ヲ発シタル趣ニテカ為各地ニ於テ相当紛擾ヲ惹起シタル経緯等アリタルモ、現地日満関係機関ノ斡旋ニヨリ大体前記方針ヲ貫キ漸次主要地方ニ鮮系分会或ハ分会鮮系班等ノ結成ヲ見、協和会機構ヘノ統合大体ニ於テ実現シタル次第ナルカ、本年初各地方民会ノ残務整理完了スルヤ、会員相互間ノ連絡及指導上ノ便宜ニ鑑ミ各地方ニ之等旧民会員ヲ打ツテ丸トセル鮮系分会等簇立シ、協和精神普及等ノ基礎工作ニ多大ノ利便ヲ与ヘタルカ、一面右ハ朝鮮人ヲ民族的ニ遊離シ政治的偏見ヲ醸成セシメ易ク、真ノ民族協和ニ誘導セシムルノ途ニアラスト為シ、協和会ニ於テハ康德五年度工作方針ヲ是等朝鮮人民族別分会ニ実施適用シ、専ラ地域別又ハ職場別トシ各民族混成ノ分会ニ改編セシム¹⁸⁾ここでは「朝鮮人ヲ民族的ニ遊離シ政治的偏見ヲ醸成セシメ易ク、真ノ民族協和ニ誘導セシムルノ途ニアラ」ざる朝鮮人分会の存在は、関東軍・「満洲国」政府の好むところではなかったことが指摘されている。事実、各種朝鮮人民会の協和会への統合にともない、協和会に加入する朝鮮人数が急増すると、各地の協和会分会や協和会全国連合協議会では「鮮系代表は民族的意識が濃厚であることは否定されない」、「鮮系代表は民族的利害に拘泥」¹⁹⁾などと批判されたように、朝鮮人代表らは自らの生活圈擁護のため、様々な要求を「満洲国」政府当局に突き付

けていったのである。

他方、「満洲国」治外法権撤廃にあたり、朝鮮人教育行政は満鉄附属地所在主要学校を除き「満洲国」に移管されることとなった。この決定に対して、在満朝鮮人民連合会を中心に各地の朝鮮人民会は激しい移管反対運動を展開した。協和会ハルビン朝鮮人分会（金剛分会）も管下朝鮮人学校の日本側保留を強力に要望し、次のような陳情書を提出している。

- 一、在満朝鮮人ノ教育ハ内鮮一体ノ精神ニ鑑ミ内地人教育ト差別ナキ取扱ヲ根本方針トセラレ度シ
- 二、事情ニ依リ特殊ノ取扱ヲ為ス学校ニ対シテモ教育ノ方針内容ハ同シクセラレ度シ
- 三、何レノ場合ニ於テモ哈爾濱普通学校ハ従来ノ歴史ニ基キ絶対ニ満鉄附属地ノ普通学校ト同一ノ取扱アランコトヲ要望ス²⁰⁾

ここで、ハルビン朝鮮人分会が朝鮮人学校の「満洲国」移管に反対した理由は「満洲国」に移管されれば、朝鮮人学校組合が学校運営にあたるとしても、財政的に困窮することは明白であり、また朝鮮人子弟の進路に支障が生じるためであった。

事実、移管後には、補助金が少額であるため、学校の維持・経営困難や、教員の待遇低下などが憂慮され、日本人学校との差別的待遇に対して在満朝鮮人のなかに不満が蓄積されており、教育制度の改善は急務であったようである。そして朝鮮人学校組合の事務員の任命や顧問の委嘱は停滞し、教職員に対する俸給手当の支給も、数か月間滞納するなど「惨憺タル苦況」に陥ったとされる。

また、ある朝鮮総督府派遣員が「哈爾濱市ノ生徒一千百五十三名ニ対シ八万九千三百二十円四十四銭ハ一人当り七十七円五十銭弱ニシテ、今之ヲ同地域内大使館教務部管下学校組合（即チ日本人学校組合）ノ生徒一人宛百八十円余ニ比スル時ハ四割三分ニ過ギズ……鮮系教育ガ如何ニ貧弱ナルモノカヲ窮知スルニ足ル」²¹⁾（1941年）と報告しているように、日本人学校と朝鮮人学校の格差は増大するばかりであった。加えて、朝鮮人児童の進学問題上の困難については、次のように報告されている。

治外法権撤廃前ニ於テハ普通学校卒業生ハ其ノ学力ニ応ジ、日本公立中等学校ニ自由ニ入学シ得ラレタルガ、治外法権撤廃後ハ朝鮮人学校ガ満洲国ニ移管セラレタルニ不拘、日本人側諸学校ハ依然民会ニ代リテ日本人学校組合ガ経営スルコトナリ、大使館管轄下ニ保留セラレタルタメ、中等学校当局ニ於テモ之等満洲国側出身鮮人学生ノ入学ヲ喜バズ、特ニ学力優秀ナルモノニ限り極少数ヲ申訳的ニ入学セシムル有様ニシテ、毎年数千名ノ初等学校卒業生ノ大部分ハ向学心ニ燃ヘナガラ前途ヲ阻バマルルニ至リ、サリトテ満洲国側中等学校、即チ高等国民学校ヘノ入学ハ語学関係等ニテ其ノ可能性ナク、数年来皇国民トシテノ初等教育ヲ受ケタル在満朝鮮人児童ハ全ク其ノ前途ヲ阻バマルルニ至リタリ²²⁾。

このように、治外法権撤廃にともなう朝鮮人学校の「満洲国」への移管は、在満朝鮮人児童の

就学機会を大きく損なうものであり、そのためハルビン朝鮮人民会や「満洲国」協和会朝鮮人分会がこれに激しく抵抗したのであった。

一方、ハルビン在住朝鮮人の貧困老弱者・行旅病者の収容施設として、1928年、仁和寮が日本人僧侶の手によって設立された。この仁和寮の設立目的は「南北満洲に居住する鮮人貧困者の真の味方となって、愈々彼等が行き詰た時に、深き慈愛心を以つて是れを世話して、一時の急場を援助すると云ふ事は、人道問題より云ふても、亦思想善導の意味から云ふても是非必要な事と思ひます」²³⁾ という設立者の言葉からも伺うことができるように、朝鮮統治上から在満朝鮮人に対する社会事業が必要とされたためである。

仁和寮はハルビン在住朝鮮人のうち極貧層を1927年度93名、1928年度135名、1929年度158名収容し、薪割、人夫、汚物清掃、吹製造、靴磨、豆類モヤシ製造、洗濯、選米、雇女、留守居番、通訳、大工、各種行商など、正業に就きうよう指導していた。また学齢期の児童に対しては、学費免除などを学校側に交渉した上で、ハルビン普通学校に通学させている。しかしながら、事業の性格上、慢性的な経営難に陥っており、朝鮮人民会やハルビン総領事の協力のほか、設立者は斎藤実朝鮮総督にあてて、資金援助を嘆願するなどしている²⁴⁾。

そして、仁和寮は設立者の日本人僧侶が死亡した後は、朝鮮人民会が引継経営していたが、1937年、朝鮮人有志の拠出金年額3,000円をもってハルビン慈善会として再出発した。しかし間もなく経営難に陥り、治外法権撤廃を契機にハルビン市公署に引き継ごうとしたが、財政難を理由にハルビン市公署は拒絶していた。

このように、冬の寒さが厳しく、多くが都市下層民であったハルビン朝鮮人は身元不明の行き倒れ者や、伝染病患者も多く「満洲国」政府当局の調査によれば、1936年7月から37年1月までのハルビン市内伝染病院に収容した日本人、朝鮮人患者は294名であり、このうち朝鮮人はわずか6名にすぎないものの、実数はそれを上回る事が報告されている。また、ハルビン市公署では貧困患者に対して、朝鮮人民会や領事館と協力しつつ、赤十字病院などで、無料診療を行うなどしてきたが、ハルビン来住者、とりわけ失業者・貧困者の激増により、到底、対応しきれていなかった。さらに墓地、火葬場についてもほぼ埋葬満了状態にあり、収容しきれず、共同墓地・無縁墓地の状況は凄惨を極めていた。そのため、朝鮮人民会や協和会朝鮮人分会では、朝鮮人共同墓地の増設や就職紹介所の設立、朝鮮人貧民移送および救済、貧困患者施療をハルビン市公署に対して要求していた。

以上のように、治外法権撤廃以前におけるハルビン在住の朝鮮人に対する社会事業は、朝鮮人民会が中心となってハルビン日本総領事館や朝鮮総督府に働きかけながら、運営されていた。1937年の治外法権撤廃実施により、これら朝鮮人民会は「満洲国」協和会へと引き継がれ、これら社会事業もまた「満洲国」政府側のハルビン市公署の行政下に基本的に置かれることになった。しかしながら、ハルビン市公署では財政難のため十分な施設を行なうことができな

かったことから、朝鮮人民会・協和会朝鮮人分会は、会活動を通じて、積極的にハルビン市公署・「満洲国」政府に対して、事業の改善を要求していったのである。

4. 「満洲国」協和会朝鮮人分会の「対日協力」

日中戦争以後、ハルビンの「満洲国」協和会朝鮮人分会(金剛分会)は戦時動員に協力する機関として機能するようになる。協和会朝鮮人分会はほぼ600名の会員を擁し、建国記念祭行事実施や朝鮮人満洲移民者の案内、時局懇談会を開き、日本軍の支援と神社参拝、皇軍勇士慰問金募集・献金を行なっている。しかし発足後間もなく「客年中華々シカリシニ比シ著シク沈静シ居レル」²⁵⁾状態となり、決して十全に活動していたとはいえない。

協和会朝鮮人分会は1939年、下部機構として所属青年会員50名を選抜して金剛分会青年実践隊を組織し、「排英々貨不買実践監視」を中心に軍事訓練、商業講習会、興亜勤労奉仕隊員の歓送迎、開拓入植民の斡旋慰労の活動を行なったほか、41年には朝鮮人青年の錬成修養機関として、協和会青少年団哈浜市統監部統監(市長)の直接統率下に団員50名で金剛協和青年団を発足させた。

また、国防婦人会朝鮮人分会も組織され、国防献金貯金奨励、慰問袋募集成品、廃品回収、家庭生活の向上改善などの事業を行なったが、「役員ニ対スル嫉視、幹部相互間ノ軋轢等ニ依リ殆ンド立消ヘノ状況」²⁶⁾となり、42年には解散している。

以下、「満洲国」協和会ハルビン朝鮮人分会(金剛分会)の活動について、第一に「満洲国」協和会全国連合協議会への提出議案を整理し(浜江省関係議案も含む)、第二に日中全面戦争下における戦時動員への協力の諸相を具体的に検討したい。

4-1. ハルビン朝鮮人分会の全国連合協議会への提出議案

ハルビン朝鮮人分会は協和会全国連合協議会を通じて、朝鮮人教育の改善や民族差別撤廃、朝鮮人移民の安定などを要求し続けた。

1938(康德4)年度は「鮮人移民に関する件」において「鮮農移住制限撤廃の件」を提出し、39(康德5)年度は「教育一元化に関する件」と「民族別差別待遇廃止に関する件」を提出した。この「教育一元化に関する件」においては、治外法権撤廃後、日本人と一部朝鮮人教育は日本側に保留されるのに対し、朝鮮人教育の大部分が「満洲国」に移譲されることは第一に「朝鮮人児童に対し日本国民精神の涵養に徹底を欠く」、第二に「優良教員の採用困難となり、従つて教育の成績低下を来す」、第三に「大使館管轄の学校と満洲国管轄の学校との間に学年終始を異にせる為、転学及上級学校入学等の際、不都合を来す」、第四に「教科書使用上の不

便」，第五に「内鮮一体を叫ぶ今日朝鮮内に在りて，本年度より内鮮共学制發布され，従来の内地人の小学校，半島人の普通学校は同一の小学校となりたるに，我が満洲国内に在りては未だ其の实施を見ず」などの弊害を指摘している。

また「民族別差別待遇廃止に関する件」では「民族別差別撤廃を物的方面にも具現するの方針を樹立し，待遇は能力本位として定むること」，「公正なる給与制度を確立すると共に，職務に精励し得る程度の給与を査定すること」²⁷⁾を要求している。

1939（康德6）年度は「鮮系教育改善方に関する件」が提出され，「日本小学校に於て教育をなす如く改革すること」，「日本帝国の祝祭日休業を実施すること」，「(教科書を)日本文部省及朝鮮総督府編纂のものと同じに改正すること」，「教育費国庫補助を増額すること」，「教育監督機関の充実を計ること」，「学校組合補助増額並に職員素質改善を実施すること」，「鮮系教職員多数招聘すること」，「満鮮共学に於ける確乎たる方針を制定すること」²⁸⁾を具体的方策として要求している。

1944（康德11）年度には「鮮系教育刷新並に青少年特別錬成強化に関する件」が提出された。その趣旨は「真に名誉ある皇軍の一員として尽忠報国し得る様，其の訓練を質的にも一層強化せられんことを要望す」というもので，「前期錬成期間を六ヶ月に延長し，真に錬成の成果を挙ぐること」，「朝鮮に準じ年齢一七歳以上適齢までの未就学の青年錬成をも広範囲に亘り訓練を実施すること」，「初等学校卒業後適齢期に至る青少年に対しては事前訓練を行はざるも，これ等に対しても特別訓練の徹底を期する如き措置を講ずること。之がため青年学校の設置を考慮すること」，「鮮系教育機関経営主体の一元化を図ること」²⁹⁾を便法として要求している。

そのほか，間接関係議案としては「米穀管理法及暫行農業移民取扱規則の簡易化並に運営合理化に関する件」（康德七年度）や「農産物の増産並に農村振興に関する件」（康德九年度）が提出されたように，いずれもハルビン在住朝鮮人の日常生活に直接関係する項目についての待遇改善を要求するものであった³⁰⁾。

4-2. ハルビン朝鮮人分会（金剛分会）の「動員と協力」

・ 1939年度の活動状況

2月11日，ハルビ市内南馬路朝鮮人会館に会員300余名が集まり，金剛分会の分会創立記念式が挙行された。席上，顧問の加藤泊治郎憲兵中佐が「朝鮮人ノ地位向上ニ就テ」と題する講演を行なった。3月には朝鮮総督府の宮本元法務局長のハルビン訪問にさいして，金剛分会では歓迎懇談会を開いている。席上，宮本局長は「鮮内ニ於ケル銃後国民ノ活動状況」と題する講話を行なっている³¹⁾。

5月には金剛分会の「康德六年度工作方針及実践計画書」が策定されている。本年度の特色

は、国防婦人会の結成と青年の組織化にある。

まず国防婦人会については「在哈朝鮮人婦女ヲ網羅シ、満洲国防婦人会金剛分会ノ結成ヲナス」、「分会結成ト共ニ一ヶ月間ノ訓練ヲ施シ、皇軍ノ慰問ヲ行ハシム」、「富家強国ノ趣旨ヲ体得セシメ、家庭的定期貯金実施、並ニ廃物利用ヲ奨励ス」、「健全生活運動ノ精神ヲ体得セシメ、生活費節約、代用品利用及児童保健等ノ運動ヲ実行セシム」、「婦人ニ適スル講和会及家庭ニ必要ナル講習会等ヲ開催ス」、「銃後婦人ノ精神ヲ徹底セシムルタメ、隨時諸行事ヲ励行セシム」ることなどが策定されている。

つぎに青少年団については「金剛校優級一、二年生男児中ヨリ四〇名ヲ選抜」した少年団・少年隊、また青年団のうち「市内中等学校以上ノ男子生徒及学生ヨリ三〇名ヲ選抜」した学生隊、「市内ニ居住スル十九才ヨリ二十五才マデノ男子ヨリ三〇名ヲ選抜」した市民隊を結成することとした。そして青年団市民隊に対する軍事教練や防護演習、少年団訓練、青年・少年実践隊を対象とした野営演習を行なったり、青年団体を動員して神社・忠霊塔境内の除草、国防献金の募集、非常召集訓練を実施したりした。

6月には市民運動会を開催し、7月にはハルビン市内の朝鮮人飲食店女性従業員が中心となって日本軍への慰問金募金活動を行なったほか、国防婦人会を通じて慰問袋が送られている。

さらに、少年団員40名から少年実践隊、青年団員60名から青年実践隊、特殊工作を必要とする時には特殊工作実践隊を組織することとされた。このうち、青年実践隊は「我が東亜新秩序建設運動ヲ妨害シ東洋ノ平和ヲ攪乱セントスル老獪ナルイギリスヲ排撃スベキハ東洋六億民衆ノ総意ナリ。茲ニ於テ我等ハ当哈爾濱市ニ於ケル英貨ノ不買実践運動ヲ起シ、英貨ハ一品タリトモ哈爾濱五十万市民ト共ニ買ハサルコトヲ断行ス」として、英貨不買運動を展開している。そして協和会創立八周年記念式典にさいしては、会員3,000余名は「日滿」両国歌三唱した後、突如金剛分会が「排英、英貨不買同盟」結成の緊急動議をなすと、「嵐ノ如キ歓呼裡ニ『濱江省英貨不買同盟』結成」され、市内をデモ行進し、ハルビン神社に参拝している。金剛分会では「該英貨不買同盟ハ実ニ本分会員ノ熱意ニ依リ敢行セラレタルモノナリ」と自己の業績を讃えているが、実は「予メ本部当局ト打合セアリ」という茶番劇にすぎなかった。また同年末には慰問金・国防献金、朝鮮人開拓移民団の防寒衣・寝具等の共同裁縫を実施しているが、結果は不良であったようである。

・ 1940年度の活動状況

1月、金剛分会が中心となり、各家庭に国防献金箱を備え付け、毎月末に取り集めて国防献金基金とすることを決定した。国防婦人会ハルビン支部は、日本軍・「満洲国」軍への慰問袋92個(184円相当)を提出した。また仁和寮に見舞し、牛肉40斤を贈呈している。2月11日の紀元節遙拝式には会員約200名が集まり、分会創立第3周年記念式を開き、「聖戦下日滿一

徳一心ノ建国精神ノ堅持ト、東亜新秩序建設ノ中核民族タル皇国臣民トシテノ名誉ヲ毀損セサルベキコトヲ誓³²⁾っている。

4月からは統制経済強化のため朝鮮人飲食店組合、料理屋組合、米穀商組合などを指導して商業講習会の開催や、東亜商事株式会社の創立、生活必需品の配給機構拡充強化計画を立てるなど、「地方ニ於ケル鮮系農民ニ対スル諸物資配給ノ円滑ヲ図ルタメ、半島連合消費組合ノ強化ヲ図リ側面的指導援助」に努めている。

「康德七年度諸工作方針及実践計画」では座談会、講習会、映画会、夜学会の開催など「大衆教育ノ研究及実施」や、劇研係、音楽係、図書室設置などの文化運動を積極的に推進することを明記した。これをうけて6月には恒例のハルビン在住朝鮮人市民運動会を開催したほか、9月のサッカー大会では「民族協和ヲ目的トシテ本分会蹴球団体ト白系露人会蹴球団トノ対抗試合」を開いている。また7月には機関紙『金剛協友』を発刊したり、「精神作興ノ夕」で防共防諜劇（素人芝居）を上演したりするなど、体育・文化活動を重視していることがわかる³³⁾。

また本年は「満洲国暫行民籍法」施行にともなう戸口調査のため、分会ではハルビン在住朝鮮人の調査を担当したり、模範国民高等学校設置運動のほか、「中堅青年層ノ会員ヲ網羅シ、青年実践隊ニ編入セシメ、非常時体制下ノ国民訓練教育トシテ軍事訓練ヲ施シ、一方ニ於テハ本隊員ヲ中心トシ、一般青少年ノ指導工作ヲ図リ、尚諸般ノ実践運動ヲ断行」したりするなど、青年実践隊の再編成を行なっている。

そのほか、毎月11日には日中戦争の戦死者がハルビン駅を通過するさいの送迎、朝鮮人満洲移民のために、ハルビン駅に開拓農民案内所設置、「国語ノ普及ヲ目的」としてハルビン朝鮮人児童のための金剛幼稚園を開園するなどしている。「不正業者肅正工作」も継続され、双城梨樹溝農場に市内の「不正業者」280戸を帰農させることを計画したが、これは不首尾に終わっている。

こうして金剛分会は「在哈朝鮮人社会ノ改善、生活ノ向上、人格ノ陶冶等凡有協和会精神ノ普及徹底ニ尽力」したが、「分会ニハ厘毛ノ経費モナク、何レモ分会員ノ寄附ニ依リ分会長以下各役員ハ何レモ手弁当ニテ家業ヲ放擲シ、之等ノ各種年中行事ニ参与セザルベカラザル関係上、機構ノ上ニ於テハ遺漏ナシトスルモ、実際ニ於テハ其ノ為ニ当ルモノニ其ノ人ヲ得ザレバ、全ク無為ノ存在トナル実情ニ在リ。従テ本分会予算ノ如キモ一ノ机上計画ニ過ギズ、其ノ内容ニ依リテハ見ルベキモノナキ実情」と報告されているように、慢性的な資金難のため、当初の活動計画の多くは水泡に帰しており、加えて特定役員によるセクト的活動の色彩が強く、ハルビン在住朝鮮人の大衆的支持を受けた活動とはいえなかった。

・1941年度の活動状況

金剛分会ではハルビン駅構内に、朝鮮人満洲開拓民案内事務所を設置していたが、この年4

月から5月末までの取扱件数は1,251戸、3,371人に達している。また朝鮮総督府から在満朝鮮人教育状況視察団がハルビンに來たり、在満未就籍朝鮮人の就籍事務手続に関する総督府関係官との打合せが開かれたりするなど、在満朝鮮人政策に関わる「満洲国」と朝鮮総督府の間の政策交流が活発化するなかで、金剛分会ではその対応に追われている³⁴⁾。

また1941年度の活動の特徴は、「満洲国」で「芸文指導要綱」が策定されたことにともない、協和会をはじめとする関係機関を通じた文化運動が活発に展開されたことである。とりわけ、演劇、歌劇、舞踊の各団体により、「満洲劇団協会」が結成され、10月末には「国民演劇週間」が開催されるなど、演劇活動が活発に推進された。そしてこの「満洲劇団協会」に加盟した劇団のなかには、金剛劇団(ハルビン)、鷄林劇団(撫順)、劇団満洲といった朝鮮人のみの民族劇団も含まれていた。

もとより「満洲国」における演劇は自生的なものとはいえず、関東軍、協和会が後援した形での演劇の内容は、大半が国兵法宣伝やアヘン撲滅宣伝、治安肅正工作の一環など国策に沿うものであり、全般的に不振であった。ハルビンの朝鮮人演劇団「金剛劇団」も「朝鮮人の生活改善」や「時局下国民ノ覚悟」、「朝鮮人の創氏改名と『内鮮一体』」など、時局に関する講演会を幕間に挟むなど国策に沿った活動をしている。

そのほか、金剛分会では宣伝文「在哈鮮系ヲ慰フ」を数千枚印刷、配布したり、国防献金二万数千円を拠出したりし、各家庭の死蔵及不必要品金属類回収運動を展開して「ナベ、釜其他真鍮食器類ヲ続々金剛分会ニ持寄り総数百五十九点、其ノ内ニハ金時計二個等ノ貴重品モアリ、其他現金四百八十七円五十銭ニ達シタリ」するなど、戦時動員・協力が積極化している。

・1942年度の活動状況

1942年初めには、飛行機献納資金割当額1,000円に対して、金剛分会では1,060円を拠出し、朝鮮内での「皇国臣民化」運動に順応して運動を展開していたが、3月、分会長の辞任により中心人物が喪失したことをうけて、分会での会費流用問題が惹起し、この頃より会の運営に支障が見られるようになった³⁵⁾。

5月には、朝鮮人徴兵制実施が閣議決定されたことにともない、ハルビン神社に約2,000名が参集するなかで「朝鮮同胞徴兵制実施奉告祭」が実施され、「朝鮮同胞ノ宿望タル徴兵制実施ノ議決定セラレ、聖旨ノ程実ニ感激ニ耐ヘズ。我等ハ愈々尽忠報告ノ実ヲ挙げ皇恩ニ応ヘ奉ランコトヲ期ス」といった宣誓文を読み上げている。

しかし同年末には、金剛分会は解散に追い込まれ、ハルビン地区分会に吸収された。元来、民族別分会の設置は、関東軍・「満洲国」政府の好むところではなかったため、分会長の辞任と会費流用にまつわる不正事件の発覚は、解散への格好の口実となったと思われる。

あわせて国防婦人会金剛分会もまた「銃後家庭婦人トシテノ責務遂行ニ努メ来リタルガ、本

分会も亦協和会金剛分会ノ解消ト共ニ發展的解消ヲ遂ゲ、分会員ハ地区分会ニ吸収」された。ただし、この後も金剛協和青年団（朝鮮人分団）は1945年まで存続した。

5. お わ り に

以上、検討してきた内容を要約すれば、次のようになる。

ハルビンに朝鮮人が移住しはじめたのは1890年前後であり、「満洲国」期には6,000人前後が居住していたといわれるが、統計が信憑性に乏しいうえ、日常ロシア語・中国語のみ使用する者も多く、その正確な数値は不明である。彼らハルビン在住朝鮮人の多くは「不正業種」を営み、都市下層社会の一角を形成していた。第一次大戦期より形成されはじめた朝鮮人民会などの「親日団体」が、朝鮮独立運動や「反満抗日」運動の分裂工作を担ったことは事実である。しかし、彼らは同時に、「正業転業工作」や医療活動など、さまざまな社会事業を営み、自らの生存権の維持に努めていた。とりわけ、「満洲国」治外法権撤廃にさいしては、朝鮮人教育の移譲反対運動を展開し、自ら「日本帝国臣民」としての立場を強調することで、差別からの脱却をはかろうとした。そして日中戦争期には「満洲国」協和会ハルビン朝鮮人分会は、国防婦人会や青年団などの系列団体とともに、積極的に戦時動員に協力した。しかし、全体としてみれば、ハルビン在住の朝鮮人がこうした「親日団体」を支持したわけではなく、その活動は終始、不振であった。その意味では、ハルビンの朝鮮人「親日団体」は、在満朝鮮人社会の大衆的基盤のうえに成立した団体とみなすことはできないと思われる。

- 1) さしあたり、辛珠柏「満洲と解放後の記憶」(『満洲学会』第2集、2005年4月、ソウル)
- 2) 尹輝鐸「現代中国の辺境・民族認識と『東北工程』」(『歴史批評』65号、2003年夏)
- 3) 安秉稷「過去清算と歴史叙述」(『歴史学報』177号、2002年、ソウル)
- 4) 本稿に関連する拙稿として「『満洲国』における統治機構の形成と『国民』の創出」(『日本史研究』511号、2005年3月)参照。
- 5) なお、解放以後のハルビン都市基層社会の統合に関しては、大沢武彦「内戦期、中国共産党による都市基層社会の統合」(『史学雑誌』第111編6号、2002年6月)を参照。
- 6) 吉敷要助「哈爾賓朝鮮人事情」(『北満及露領朝鮮人事情』在外朝鮮人事情研究会、1922年)
- 7) 『外務省執務報告東亜局 昭和十二年2』第4巻、391～392頁(クレス出版復刻版、1993年)
- 8) 『外務省執務報告東亜局 昭和十一年2』第2巻、445頁(クレス出版復刻版、1993年)
- 9) 同右書 446～7頁。
- 10) 前掲『外務省執務報告東亜局 昭和十二年2』392頁。
- 11) 山田豪一『満洲国の阿片専売』889～891頁(汲古書院、2002年)
- 12) 『外務省警察史 在満大使館第二』第9巻、272頁(不二出版復刻版、1996年)

「満洲国」期ハルビン朝鮮人の「対日協力」(田中)

- 13) 満洲帝国協和会ハルビン市本部「康徳五年度ハルビン市連合協議会議案」中の朝鮮人分会提出議案による。
- 14) 佐藤慎一郎『大観園の解剖』(1941年, 2002年原書房復刻版)を参照。
- 15) 満洲帝国協和会中央本部「協和会資料集 第三輯 発会式関係資料」(拓殖大学図書館所蔵)
- 16) 朝鮮人民会の協和会への統合経緯の詳細は, 申奎燮「治外法権撤廃と在満朝鮮人統合政策」(同刊行委員会『姜徳相先生古希・退職記念 日朝関係史論集』新幹社, 2003年)を参照。
- 17) 前掲『外務省執務報告東亜局 昭和十二年2』第4巻, 392~3頁
- 18) 『外務省執務報告東亜局 昭和十三年2~昭和十五年』第6巻(クレス出版復刻版, 1993年)
- 19) 弓場信夫「県連視察所感」(満洲帝国協和会編『協和運動』第1巻, 緑蔭書房復刻版, 1994年)
- 20) 「昭和十二年一〇月七日 鶴見憲ハルビン総領事発広田弘毅外務大臣宛電報」(外務省記録I・1・5・7「在外鮮人学校教育関係雑件」)
- 21) 「在ハルビン派遣員綜合報告(昭和十六年度)」(「林利治朝鮮総督府史料」山口県立文書館所蔵)
- 22) 「在ハルビン派遣員綜合年報(昭和十四年度)」(前掲「林利治朝鮮総督府資料」)
- 23) 「在満鮮人貧困者救済嘆願書(昭和三年八月二〇日)」(前掲「斎藤実文書」)
- 24) 中野清助「昭和四年度 貧困朝鮮人無料収容所 仁和寮事業概況」(前掲「斎藤実文書」)
- 25) 「在ハルビン派遣員綜合年報(昭和十五年度)」(前掲「林利治朝鮮総督府史料」)
- 26) 前掲「在ハルビン派遣員綜合年報(昭和十六年度)」
- 27) 満洲帝国協和会「康徳五年度 全国連合協議会議決事項処理経過報告」
- 28) 満洲帝国協和会「康徳六年度 全国連合協議会議決事項処理経過報告」
- 29) 満洲帝国協和会「康徳十一年度 第十二回全国連合協議会議案」
- 30) そのほか, 1938年度のハルビン市連合協議会に対する朝鮮人分会の要望事項を列挙すれば「協和精神ノ普及徹底ニ関スル件」, 「民間分会工作費補助ニ関スル件」, 「物価抑制及暴利取締ニ関スル要望ノ件」, 「不正業者肅正工作ニ因ル失業者救済ニ関スル件」, 「公衆衛生道德及徹底及衛生施設要望ノ件」, 「市内重要地点ニ共同便所設置要望ノ件」, 「街頭乞食取締ニ収容所設置ノ件」, 「国内教育一元化促進ニ関スル件」, 「職業紹介所設置要望ノ件」, 「在満鮮農移民区制限撤廃並ニ居住制限緩和策要望ノ件」, 「鮮農既設部落存置並ニ其指導援助方要望ニ関スル件」, 「交通網ニ関スル件」, 「市内各警察官派出所ニ於ケル日鮮警察官配置方要望ノ件」, 「松花江夏期溺死者救助施設ニ関スル件」, 「通信事務円滑遂行ニ関スル要望ノ件」, 「道裡, 道外電話交換改善ノ件」, 「民族別差別待遇廃止ニ関スル件」などである(前掲満洲帝国協和会ハルビン市本部「康徳五年度ハルビン市連合協議会議案」)。
- 31) 以下, 本節は前掲「在ハルビン派遣員綜合年報(昭和十四年度)」による。
- 32) 以下, 本節は前掲「在ハルビン派遣員綜合年報(昭和十五年度)」による。
- 33) 李東振「民族と国民のあいだ: 1940年の体育行事にあらわれた満洲国, 朝鮮人, 共同体」(満洲学会『満洲研究』第1集, 2004年6月, ソウル)
- 34) 以下, 本節は前掲「在ハルビン派遣員綜合年報(昭和十六年度)」による。
- 35) 以下, 本節は「在ハルビン派遣員綜合年報(昭和十七年度)」(前掲「林利治朝鮮総督府史料」)による。